

278
279

顧客本位の外貨建て保険販売 スキルアップ講座 追補資料

本資料は特に断らない限り、2022年10月1日時点における情報等に基づいて記述されています。

株式会社きんざい 教育研修事業部（編）

202209①

1 顧客に対して公的保険制度の適切な情報提供を行うこと等を監督上の着眼点として明確化する旨の監督指針の改正（2021年12月28日付）

公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等が公的保険制度について適切に理解をし、そのうえで、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化する「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」）の改正がされています。

本改正は、監督指針として盛り込まれたものであり、公的保険制度について一律に情報提供義務を課すものではなく、すべての顧客に対して必ず実行すべき行為規制として位置づけられるものではありません。そのため、公的保険制度を重要事項説明書といった法定書類に盛り込む対応は必須ではなく、取り扱う商品の特性や募集形態に応じた柔軟な対応も許容されると考えられます。

また、パブリックコメント手続においては公的保険制度の周知は政府や金融庁が行うべきとのコメントが寄せられていたところ、金融庁ウェブサイト上に公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定であるとの回答がありました。実際に、金融庁は、2022年3月11日、公的保険制度を解説するポータルサイトの開設を行っています¹。ポータルサイトでは、リスクごとに民間保険の対応関係を示したうえで、関連する公的制度の概要等が紹介されており、資料はプリントアウトすることによりリーフレットとして活用することも可能となっています。

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220311.html>

2 外貨建て保険における共通 KPI の公表

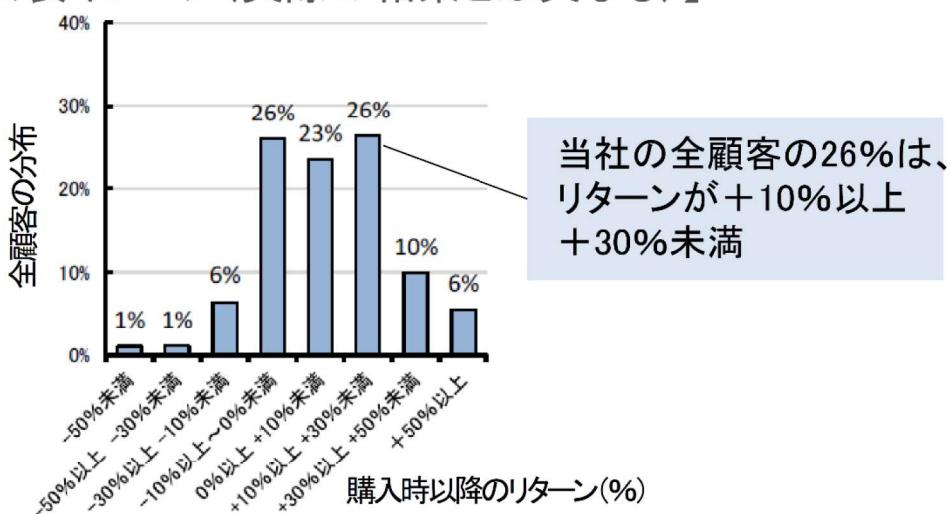
(1) 共通 KPI の公表

2022年1月18日、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択にさらに資するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託と類似の機能を有する金融商品として比較推奨が行われている外貨建て保険についても、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義した①運用評価別顧客比率、②銘柄別コスト・リターンの指標が公表されました。具体的には、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI を用いた分析」²（以下、「金融庁ウェブサイト」）が公表されています。投資信託や外貨建て保険を販売する金融機関代理店等における KPI の公表が期待されます。

①運用評価別顧客比率は、基準日に外貨建て保険を保有している各顧客（顧客が複数の契約に加入している場合は、複数の顧客とみなします）について、購入時以降のリターンを算出し、全顧客を 100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもので、購入時以降のリターンは「基準日の解約返戻金額+基準日の既支払金額-契約時点の一時払い保険料（いずれも円換算）」を「契約時点の一時払い保険料（円換算）」で除した割合です。公表イメージは図表 1 のとおりです。

図表 1

【公表イメージ（実際の結果とは異なる）】



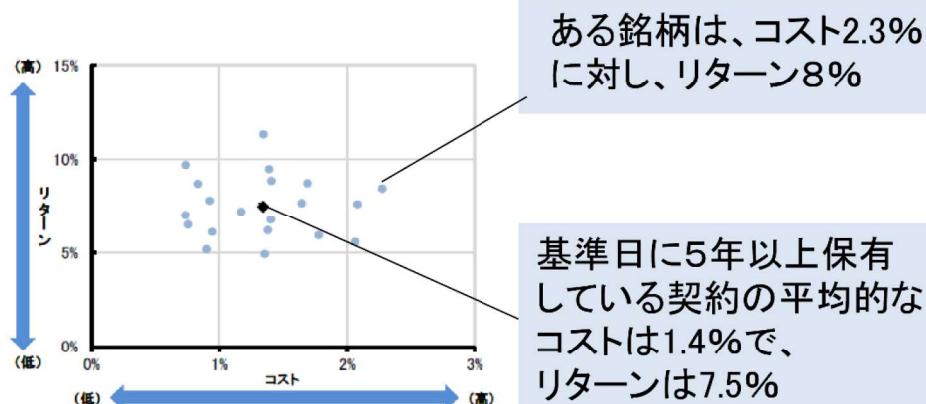
（出典）金融庁ウェブサイト

②銘柄別コスト・リターンは、外貨建て保険の各銘柄について、平均コストと平均リターンをプロット（最大 20 銘柄）したものです。平均コストについては、基準日に 5 年以上保有している契約について、各契約の新契約手数料率と継続手数料率（支払

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220118/02.pdf>

累計）の合計値を契約期間（経過月数）で年率換算したものを、各契約の一時払い保険料で加重平均した値となります。平均リターンについては、基準日に5年以上保有している契約について、各契約の契約時点の一時払い保険料に対する、基準日時点の解約返戻金額+基準日までの既支払金額の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払い保険料で加重平均した値となります。公表イメージは図表2のとおりです。

**図表2
【公表イメージ(実際の結果とは異なる)】**



(出典) 金融庁ウェブサイト

上記①、②の2つの指標は、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託の共通KPIと同様の基準で定義されたものです。ただし、投資信託で導入されている預り残高上位20銘柄のリスク・リターンについては、外貨建て保険では金融事業者が算出に必要なデータの蓄積がなされていないこと等、検討すべき課題を有するため、現時点でも同様の基準で定義した共通KPIの導入は見送り、今後検討を進めていくとされています。

また、保険は投資信託と異なり保障機能を有するものの、上記2つの指標中のリターンにはこの機能が反映されていないため、リターンのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではないことに留意が必要であるとされています。そこで、各事業者が外貨建て保険の共通KPIを公表するにあたっては、次のように定性的に記載することとするとされています。

- ✓ 外貨建て保険は、保障と運用を兼ねており、満期や死亡の際には保険金が支払われます。解約時には解約返戻金が支払われますが、保険商品は長期保有を前提としており、特に、契約後の早い段階に解約した場合に受け取る解約返戻金は、一定額の解約控除等により、一時払い保険料を下回る場合が多くあります。
- ✓ 解約返戻金は基準日時点の為替レートで円貨換算しており、満期まで保有した場合や、外貨で受け取る場合の評価とは異なります。

(2) 共通 KPI の分析

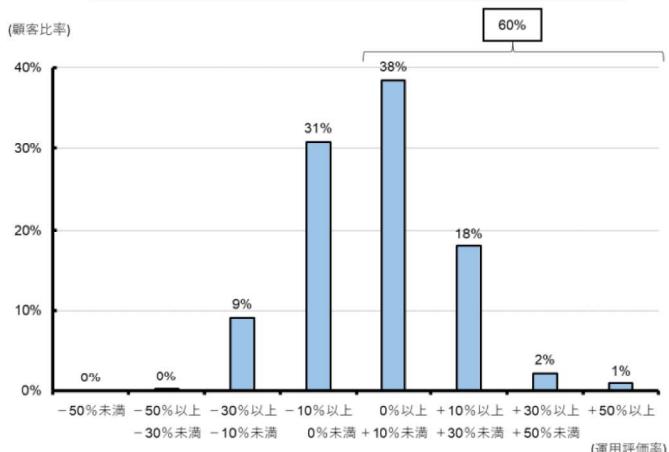
金融庁は、上記の共通 KPI の公表と、主要行等 9 先および地域金融機関 25 先から得た結果に基づいて行った試行的な分析結果を以下のとおり公表しています。なお、分析結果はあくまで一部金融機関の数値をまとめたものであり、金融機関全体の実態を反映したものではない点には注意が必要です。

① 運用評価別顧客比率について

外貨建て保険では、主要行等 9 先・地域金融機関 25 先合算ベースで、60%の顧客の運用評価率がプラスである一方、40%の顧客の運用評価率がマイナスであったとのことです（図表 3）。

図表 3

外貨建保険の運用評価別顧客比率
(主要行等・地域金融機関合算ベース)



（出典）金融庁ウェブサイト

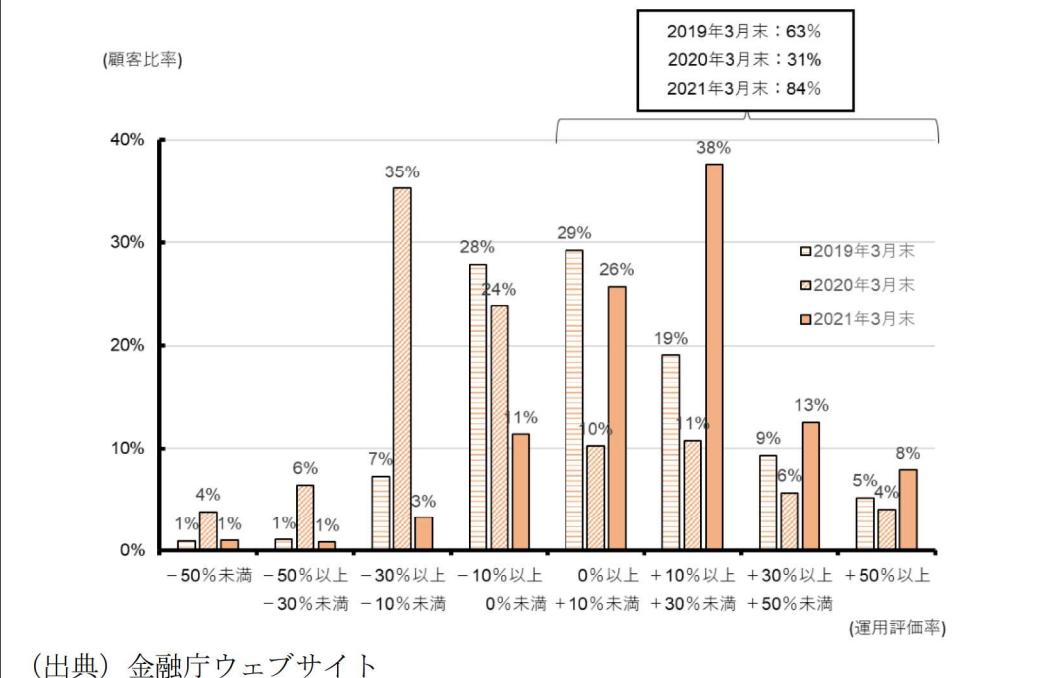
一方、投資信託では、直近の 2021 年 3 月は株式市場の高騰等により 84%がプラスとなっていますが、2020 年 3 月は 31%がプラスで 69%がマイナス、2019 年 3 月は 63%がプラスで 37%がマイナスであったとのことです（図表 4）。

外貨建て保険では運用評価率が -10% 以上から +10% 未満の顧客の割合が 69% と多数を占める一方で、投資信託では -30% 未満や +30% 以上の顧客が相対的に多く存在することについて、外貨建て保険は主として外国債券で運用していることから比較的ばらつきが少ないものと分析されています。

外貨建て保険と投資信託の比較について、外貨建て保険は死亡保障などの保障機能を有しているところ、本指標ではこのような保障機能が反映されておらず、投資信託といずれが顧客に有利かを本比率でもって単純に比較することは必ずしも適切ではないことに留意が必要であるという点が改めて指摘されています。

図表4

【参考】投資信託の運用損益別顧客比率



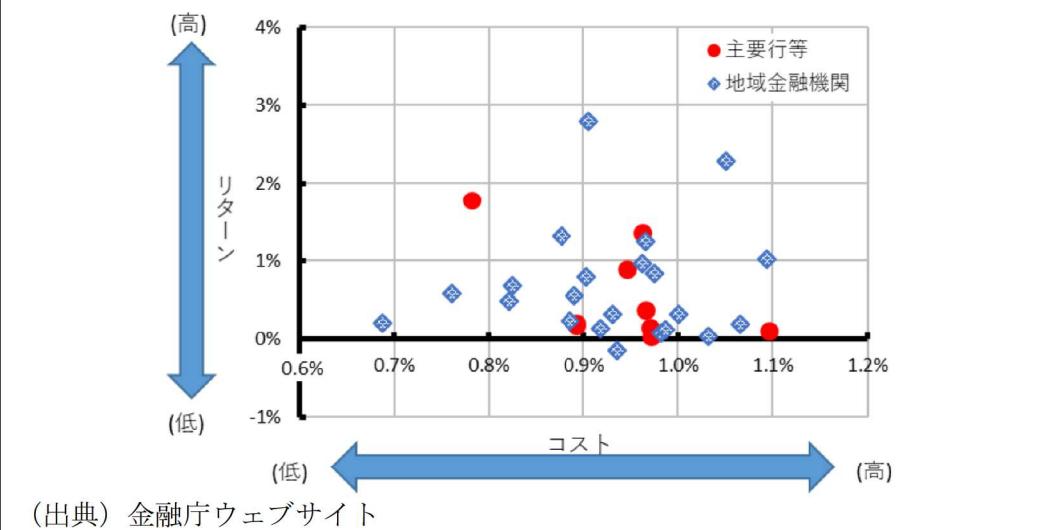
(出典) 金融庁ウェブサイト

② 銘柄別コスト・リターンについて

各販売会社の外貨建て保険のうち契約日から5年以上経過した外貨建て保険について、コスト・リターンを検証したところ、各社の全銘柄加重平均値については、両者に明瞭な関係は認められなかったとのことです（図表5）。

図表5

【各社のコスト・リターン】

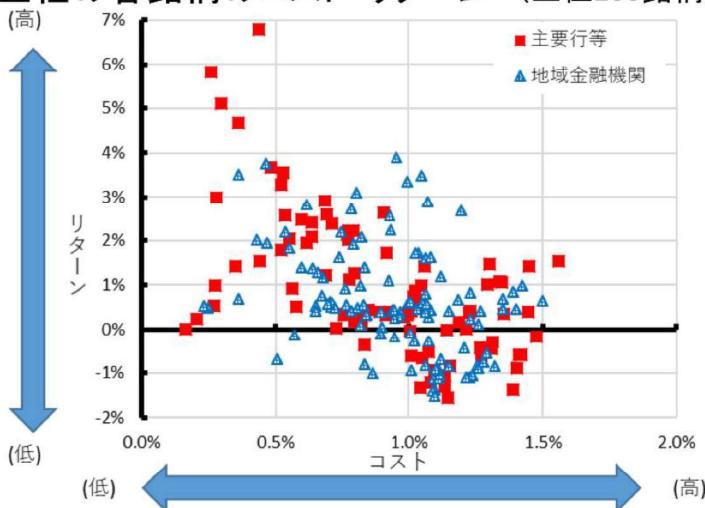


(出典) 金融庁ウェブサイト

一方、全社の銘柄別に見ると、コストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向が見られ、その原因として、(i)外貨建て保険においては、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど1年当たりリターンが高くなる傾向にある、(ii)契約期間が長いほど1年当たりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向があるとして、契約期間の長短が上記関係に影響している要因と考えられると分析されています（図表6）。

図表6

【全社の各銘柄のコスト・リターン（上位200銘柄）】



（出典）金融庁ウェブサイト

外貨建て保険と投資信託の比較の観点からは、外貨建て保険のコスト・リターンについては、保険会社が販売代理店に支払う代理店手数料率をコストとしている一方、投資信託のコスト・リターンについては、顧客が負担する販売手数料率および信託報酬率をコストとしていることから、投資信託とコスト同士で比較することは適切でないことに留意が必要であるとされています。

（3）共通KPIの今後

「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する金融事業者においては、2022年3月末時点の計数を公表することが期待され、公表した金融事業者は、金融庁のウェブサイトの報告様式を参照し、2022年6月末までに金融庁宛てに報告することが期待されています。金融庁においては、2022年6月末基準の金融事業者リストから、投資信託・外貨建て保険共に共通KPIの公表の有無を新たに掲載する予定であり、また、外貨建て保険の共通KPIについては、2022年中に上記の試行的な分析をベースとした分析内容を公表する予定であるとのことです（西沖悠ほか「外貨建て保険を『見える化』する共通KPIの概要と解説」週刊金融財政事情 3440号 31頁（2022））。

3 外貨建て保険におけるタイムラグマージンの是正（2021年8月27日付）

いわゆるタイムラグマージン（MVA 商品において、解約時に生じる金利変動リスクに備え、解約しようとする契約者から徴収する手数料）を定める場合について、保険商品審査上の留意点を明示するなどの改正がなされました³。

具体的にはタイムラグマージンを定める場合、契約締結前交付書面の主な項目にタイムラグマージンが及ぼす影響（解約時の保険料積立金に対して控除される割合）を追加するとともに、解約に伴い発生する費用との整合性やリスク管理の高度化等に照らして、合理的かつ妥当な水準に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないかを確認することとされました。

4 外貨建保険販売資格試験と外貨建保険に関する苦情

生命保険協会は、2020年4月27日に外貨建保険販売資格試験の実施要領等の公表、同年10月からは試験の実施を開始しました。

外貨建て保険に関する苦情件数（図表7）を見ると、2014年度から2019年度まで5年連続で増加していましたが、2020年度からは減少に転じています。苦情発生率も2020年度から大幅に減少しています。また、全国銀行協会相談室「あっせん委員会の運営状況」（2021年度第4四半期）によれば、生命保険契約に関する苦情のうち外貨建て保険契約に関する苦情が3割を占めているとのことで、2019年度第1四半期の8割超から減少しています。外貨建保険販売資格試験の導入が苦情減少に一定の効果があったものと評価できます。

図表7 銀行等代理店で発生した外貨建て保険・年金の新契約に関する苦情件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
苦情件数（件）	922	1,239	1,665	1,888	2,543	2,882	1,866	1,375
苦情発生率（%） (苦情件数/期末 保有件数)	0.12	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	0.05	0.04

（出典）生命保険協会「生命保険各社の苦情受付情報・保険金等お支払情報について」

3 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20210827.html>

5 生命保険協会による「重要情報シートガイドライン」の新設

「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けてー」が2020年8月に公表され、同報告書において「重要情報シート」を積極的に用いることが望ましいとされました。これを踏まえ、金融庁は、2021年5月12日、顧客本位の業務運営に関する原則を採択する金融事業者においては、原則5.【重要な情報の分かりやすい提供】(注4)への対応として、「重要情報シート」の活用が期待されると発表しました。重要情報シートは、商品を顧客に提案し、又は顧客が商品を選別する場面において用いられることが想定されており、金融庁はペストプラクティスの例として、「重要情報シート」を作成・活用する手引きに加え、重要情報シート（金融事業者編）と重要情報シート（個別商品編）を公表しています⁴。

これを受け、生命保険協会では、重要情報シートを従来の募集補助資料に代わるものとし、金融機関代理店が外貨建て保険等に係る重要情報シート（個別商品編）を作成できるよう、2021年12月23日に「金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を公表しました⁵。

(1) 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、投資信託等を併売している金融機関代理店が募集する外貨建て一時払い定額保険（終身年金除く）、外貨建て一時払い変額保険とされています（本ガイドライン2.）。

(2) 重要情報シート（個別商品編）の記載項目の構成

重要情報シート（個別商品編）の記載項目は、図表8のとおりです（本ガイドライン4.）。記載にあたっては、顧客が金融機関代理店の取扱商品のラインナップや金融商品・サービスに関する重要な情報を一目で把握して、適切な選択・判断をすることが容易になるよう、金融商品・サービスに関する情報を簡潔に記載することが重要であるとされています。

図表8 重要情報シートの概要

項目	主な記載内容
1. 商品等の内容	<ul style="list-style-type: none">○金融商品の名称・種類○組成会社（保険会社）○販売委託元○金融商品の目的・機能○商品組成に携わる事業者が想定する購入層○パッケージ化の有無○クーリング・オフの有無
2. リスクと運用実績	<ul style="list-style-type: none">○損失が生じるリスクの内容○為替レートの騰落率

4 <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512.html>

5 <https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/jyuyou.pdf>

	<input type="radio"/> 実質的な利回り、過去の運用実績 <input type="radio"/> 解約返戻金推移(率)
3. 費用	<input type="radio"/> 購入時に支払う費用（販売手数料など） <input type="radio"/> 継続的に支払う費用（信託報酬など） <input type="radio"/> 運用成果に応じた費用（成功報酬など）
4. 換金・解約の条件	<input type="radio"/> 解約の可否、不利益を被る可能性
5. 当社の利益とお客様の利益が反する可能性	<input type="radio"/> 販売等に伴い組成会社から受領する手数料 <input type="radio"/> 組成会社との間の人的関係や資本的関係 <input type="radio"/> 販売会社における業績評価
6. 租税の概要	<input type="radio"/> 租税の概要
7. その他参考情報	<input type="radio"/> 契約締結前交付書面等のURL、QRコード

(出典) 生命保険協会「金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン」